

# 鍋木茂哉の市議会報告



## 平成27年 第4回定例会

平成27年第4回定例会は、9月1日から10月14日まで開催され、提案された議案38議案などを審議しましたので、簡単にさせていただきます。

また、決算審査特別委員会は、昨年度から運営方法を見直し、常任委員会単位の分科会において局別に決算議案の審査を行い、各分科会での審査を踏まえ市長と総括質疑を行い、来年度予算への反映を図る取組を行っています。

### 代表質問

#### 1 中学校給食事業について

○中学校完全給食実施に要する経費の総額とその内訳について伺います。  
▲平成26年度から、学校給食センター整備等事業期間の最終年度である平成27年度までの18年間に要する経費の合計として約44.6億円を見込んでいます。  
○3カ所の学校給食センターの整備等事業の契約予定金額として約34.7億円、学校給食センター用地の取得及び借り上げに要する経費として約36億円、整備内容については学校と関係部署との協議中であり現時点では試算値ではありませんが、小中合築校及び自校方式の調理場の整備や各中学校の配膳室等の改修等の整備に要する経費として約20億円、その他、コンサルタント業者や調理業者への各種業務委託料、給食備品や光熱水費等の管理経費として約43億円を見込んでいます。

○学校給食センター整備等事業における財政手法について伺います。

▲学校給食センター整備等事業の事業スキームの選定に際し実施いたしました事業手法検討調査の結果、業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、施設整備に当たり国からの交付金の活用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有であるため、施設設備面に対しても市の関与が可能なこと、そして、他都市先進事例を考慮した事業期間約15年間の従来方式における事業期間内の総負担額とPFI・BOT方式における総負担額とを学校教育施設等整備事業に係る市債の活用も含め比較したところ、3施設とも3%台の経費削減効果、いわゆるVFMが期待できる結果となったことから、学校給食センター整備等事業につきましてもPFI・BOT方式を事業スキームとして実施することが最適であると判断したものと伺います。

地方自治法におきましては、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務を負担する行を定めるかなければならないとされており、平成26年度から平成43年度までにおける平成26年度から平成43年度までの間に、平成26年第4回市議会定例会で補正予算の議決をいただき、本年2月にPFI法に基づきまして、本事業を特定事業として選定したものと伺います。本事業として選定したもので、国からの交付金や学校教育施設等整備事業に係る市債を活用し、財源の確保に努めています。大規模な煮炊きの給食センターは、災害リスクの高まる

#### 川崎市行政府における特定の個人を識別するための情報の利用に関する条例の制定

この条例は、来年1月からのマイナンバーの利用開始に向けて、番号法の規定に基づき本市において独自にマイナンバーを利用することができる事務や、本市の内部においてマイナンバーを含む特定個人情報を取り扱うことを行うことができる場合を定めること、マイナンバー制度の円滑な導入と市民の利便性の向上等を図るため、新たに条例を制定するものです。

#### (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結

この契約は、川崎市立中学校完全給食に つきましては、川崎市立中学校完全給食実

自民党の代表質問では、①中学校給食事業について、②船舶への運給水手数料の新設について、次のとおり、質問いたしました。

今日、災害時における活用拠点としての位置づけは当然の与条件であると考えます。中でも、災害時に備えた複数拠点化については過去に関係部署と協議することの答弁が示されていますが、これまでの経過と今後における実現の見直しを伺います。

▲センター内に設置する調理業務室の熱源としてプロパンガスの導入を図るとともに、さらなる防災機能の向上に向け、防災備蓄倉庫や緊急遮断弁付受水槽の整備による備蓄物資及び飲料水の確保について、関係部署と協議検討を行っていることと伺います。また、事業者からは、災害時に緊急対策本部を設置し、市との緊密な連絡体制を確保するとともに、緊急支援助けを行うよう、シャワー等の地域への提供などの提案も受けていると伺います。災害時における防災機能の充実は大変重要であると伺っています。

○今後、災害時の業務継続計画の検討も含め、具体化に向けた協議調整を行っていることと伺います。

▲今議案の南部学校給食センターの落札者と北部学校給食センターの落札者は同じ代表者、構成員も市内業者が1社変わっただけであると全く同じというグループであります。全く同じグループであり、入札額はいずれも最高値というところで、川崎市立中学校完全給食の事業者選定審査委員会ではリスク分散の観点から、同じ事業者を選択することについて議論はなされたのか、何ゆえ同じ事業者を選択したのか伺います。

▲学校給食センターの落札者決定については、競争性を確保し、より質の高いサービスを提供できる事業者を選定するため、各学校給食センターの事業者募集におきまして、それぞれ単独の事業として公募型総合評価一般競争入札方式による入札公告を行い、入札参加資格では、同一の構成によるグループの参加も可能としたことと伺っています。

▲学校給食センター整備等事業を選定審査委員会におきましては、それぞれの実績と入札価格を比較し、落札者決定基準に基づき点数化を行い、最終に審査を行った結果、仮称川崎市南部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、株式会社東洋企業と株式会社、株式会社東洋企業を代表企業とするグループ、仮称川崎市中部学校給食センターにつきましては、株式会社グループに入札をいたしましたものと伺います。

▲学校給食センターも立て続けに入札が行われたこと、議案審査に同様の案件で入札が行われたのは前代未聞ですが、何ゆえこのような手法をとられたのか市長に理解を伺います。

地方針に基づき、平成29年度中の全校実施に向けて取り組んでまいります。このたび、PFI方式で設計・建設・維持管理及び運営を担う3つの学校給食センターのうち、(仮称)川崎市南部学校給食センターにおいて、総合評価一般競争入札により入札を行い、落札者が決定したため、落札者がPFI事業を実施するために設立した特別目的会社である、株式会社川崎南部学校給食サービスと契約を締結するものです。

#### 平成27年度一般会計補正予算

主な内容として、国の基準単価が明らかになつたに伴い、事業費を増額する幼稚園園児保育料補助事業費、補正額は5,900万円余です。

#### 平成26年度決算

一般会計は、市税収入は過去最高となるものの、減価基金から32億円の新規借入れを行っており、引き続き厳しい財政状況となつております。待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づき保育受け入れ枠の拡大などにより、平成27年4月1日現在の待機児童ゼロを達成するなど、安心のふるさとづくり」の実現に向けた取組を推進するとともに、等々力上野球場や中高教育センター(仮称)リサイクルパークあそびなどの公共施設の再整備を実施し、また、公共企業体は、全て赤字決算となつていますが、これは、会計基準の改正に伴い、退職給付引当金を特別損失に計上したことなどによるものです。

川崎市議会では、審議の結果、上記の議案を含めた38議案は、原案可決、同意、及び認定しました。(仮称)川崎市

#### 2 船舶への運給水手数料の新設について

○これまでの用給契約から業務委託契約の形態に見直すとのことですが、平成27年3月23日の一般競争入札が不調に至るまでの経緯について伺います。特に、前用給契約者との十分な話し合いが行われたと伺っています。

▲船舶に対する給水業務は、港湾法第12条第1項第8号において、港湾管理者以外の者により十分に提供されない場合、港湾管理者が補充的に実施するものとされています。

▲平成27年度10月の給水事業の入札は、平成27年2月10日に公告を行い、3月3日に入札説明書を交付し、3月5日に前用給契約者から仕様に関する質問を受け、3月13日に回答すること適切に対応してまいりました。3月23日に行われた入札においては、入札不調となつていましたことから入札不調と大幅に超過したことから入札不調となつていました。入札の再手続に向け、落札者に対して積算の内訳書の提出を依頼しましたが、そのための提出はございませんでした。そのため、契約条件の見直しを行うことが、再入札の手続きを実施しなかったのです。

▲本市の予定価格の積算は、港湾職員を基準として、労務費や船舶の損料等を見積もっております。

▲平成20年以降、毎年給水量が減少していく中、制度運営の見直しの時期を見誤ったのではないだろうか、見解を伺

### 代表質問

南部学校給食センター整備等事業の契約の締結については、附帯決議を付して可決しました。

自民党の代表質問では、上記議案のほか、平成27年度を境とする市長コンテ、平成26年度一般会計決算、新たな総合計画、行財政改革、債権対策と市税収入の確保に向けた取組、入札制度、平成26年度使用川崎市立中学校教科書採択、平成27年度全国学力・学習状況調査、川崎市立中学校生徒死亡事件、川崎市教育委員会主催のママ・パパも学べる憲法フェスと怒れる女子会の開催、川崎市と昭和電工株式会社における低炭素水産社会に向けた協定の締結、羽田飛行ルート案、中小企業の活性化に開する条例の制定、川崎フレミアム商品券、農業振興策等、区政改革の基、本方針策定、こども文化センター、乳幼児健康診査事業の再構築、歯科検診事業、医師会設置及び休日急患診療所、聖アリアンテ、浜川崎駅に関する精神保健指定医取消処分(案)、特定日本医師会地区開発計画における導入機能の方針決定、川崎駅周辺整備計画(案)改定案(骨子)、J南武支線川崎新町・浜川崎駅に関する協定の締結、簡易消防火災事故に対する取組、道路整備プロジェクトの改定、道路標識・区画線株式会社と川崎市、Jエシテリング株式会社との下水汚泥の燃焼に関する共同研究成果の特許出願、上下水道局における国際展開などについて、質問を行いました。

▲制度見直しの時期は、平成24年度に競争性を確保するために参加要件を緩和し、一般競争入札方式を導入いたしました。その結果として、歳出も一定程度削減することができました。その後、定量的かつ効果的な船舶給水制度の検討を行ってまいりました。こうした中、今年度の契約手続において入札不調となり、用給契約方式での継続が難しいと判断し、これを機に、これまで課題となつてきた事業費の改善に取り組むことといたしました。

▲本条例を改正した場合、給水船が船舶に給水できる時期を伺います。また、その間、川崎港での給水は、業務委託契約者との手続を要する事業者の見込みがどのようになっていますか。

▲運給水業務が再開できる時期は、条例施行日は規則で定めることとしており、条例改正後、順順に手続が進んだ場合、平成27年末から平成28年初めを予定しています。

▲次に、運給水業務が開始されるまでの間は、横浜はしけ運送事業協同組合に緊急的な応援体制をお願いしております。引き続き、協力を依頼しております。

▲入札に見直しをした場合は、1年間を通じた用給契約に応える必要がなくなり、タンクやポンプなどの給水設備を装備した小型貨物船等の運航者など一般競争入札への参加ができるような制度設計となつておりますので、これまでの事業者に加えて、新たな事業者にも参加いただけることを期待しています。

▲契約する参加者がいない場合、川崎港の契約事業者がなくなる場合があります。この場合、京浜3港連携等の取組を踏まえつつ、川崎港における運給水事業を継続実施できるように、広く関係事業者の方々と調整を進めてまいります。